

報告第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年4月12日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和4年2月10日 午後2時頃

2 事故発生の場所

つくば市大曾根3479番地8

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

公用車が駐車場から出るために発進し左折した際、相手方の門塀フェンスに接触し、公用車の左側下部と相手方の門塀フェンスの一部が損傷したもの

5 損害賠償額

金71,000円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金71,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。